

入札公告

条件付一般競争入札を行うため、阿久根市契約規則（昭和 61 年阿久根市規則第 1 号）第 2 条及び阿久根市条件付一般競争入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 41 号。以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 7 日

阿久根市長 西平良将



1 入札に付する事項

- (1) 業務名
阿久根市公共施設等総合管理計画等改訂支援業務委託
- (2) 業務場所
阿久根市内一円
- (3) 履行期限
令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 業務概要
公共施設等総合管理計画等改訂支援業務委託 一式
- (5) 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格
落札決定後に阿久根市のホームページで公表する。
- (6) 最低制限価格
なし
- (7) 本業務は、事前審査型条件付一般競争入札で行うものとする。
- (8) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行うものとする。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか、阿久根市電子入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 42 号）による。
なお、やむを得ない理由で電子入札できない者は、契約担当者の承認を得た場合に限り紙入札で入札に参加できるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に係る入札の公告日において、阿久根市測量業務等入札参加資格審査要綱（平成 28 年阿久根市告示第 116 号）の規定に基づく入札参加登録者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しな

い者であること。

- (3) 公告日から本業務落札決定の日までの間に、阿久根市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 29 年阿久根市告示第 39 号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がなされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け競争入札参加資格を有するものを除く。
- (5) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者であること。
- (7) 阿久根市建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成 20 年阿久根市告示第 80 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (8) 鹿児島県内に本社（店）又は支社（店）、営業所若しくは事業本部（以下「事業所等」という。）を有し、当該事業所等が契約締結に関連する一切の権限を有していること。
- (9) 平成 28 年度以降に、鹿児島県内で単独の元請として完成・引渡しが完了した公共施設等の個別施設計画策定及び公共施設等総合管理計画の業務（以下「同種業務」という。）の実績を有している者であること。
- (10) 鹿児島県内で同種業務の実務経験を有し、かつ次のいずれかの資格を有している者を管理技術者及び照査技術者として配置すること。また、各技術者は、受託者又は受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は兼ねることができないものとする。
- ア 技術士（都市及び地方計画）
 - イ RCCM（都市計画及び地方計画）
 - ウ 一級建築士
- (11) 担当技術者について、建物調査の実施に当たり、次の資格を有している者を配置すること。
- ア 建築基準法第 12 条に基づく点検の実施資格を有する者
 - イ 無人航空機（ドローン）に関する有資格者
- (12) 本業務実施部門において、次の認証を受けていること。
- ア ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証又はプライバシーマークの認証
 - イ ISO9001（品質マネジメントシステム）認証



3 入札参加申込

(1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類

次の書類を提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書（要綱別記第1号様式）
- (2) 誓約書（様式1）
- (3) 同種業務の実績調書（様式2）
- (4) 配置予定技術者届出書（様式3）
- (5) 2の(1)及び(2)を証する書類

イ 提出場所

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 郵便番号 899-1696

ウ 提出期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月21日（木）までのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後8時（令和8年5月21日（木）は、午後4時）までとする。

ただし、紙で入札参加資格確認申請書等を提出する場合は、午前8時30分から午後5時15分（令和8年5月21日（木）は、午後4時）までとする。

エ 提出方法

(1) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。

(2) 紙入札の場合

「ア 提出書類」及び紙入札参加承認申請書（阿久根市電子入札実施要綱別記第5号様式）をイの場所に持参すること。

(2) 市長は、紙で入札参加資格確認申請書等を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加資格確認申請書の写しを交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格があると認められた者でなければ、入札に参加することができない。

4 入札参加資格確認申請書等の確認及び通知等

3の(1)により提出された入札参加資格確認申請書等について確認し、その結果は令和8年5月28日（木）までに電子入札システム又は書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 4の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、4の通知を受けた日の翌



日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に市長に対して書面により入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に当該説明を求めた者（以下「説明請求者」という。）に対し、書面により回答する。
- (3) 市長は、説明請求者に入札参加資格があると認めたときは、入札参加資格がないと認めた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を入札者として認める。

6 仕様書の閲覧

- (1) 本業務に係る仕様書は次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月29日（金）まで

イ 閲覧場所

阿久根市ホームページ

- (2) 仕様書について、入札参加を希望した者で、質疑がある場合は、次により質問書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月20日（水）までのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出方法

阿久根市財政課管財係に持参（FAX又はメール可）すること。（FAXの場合は、必ず電話連絡すること。）

ウ 提出先

阿久根市財政課管財係

電話番号 0996-73-1217

FAX番号 0996-72-2029

e-mail kanzai@city.akune.kagoshima.jp

- (3) (2)の質問書の提出があった場合は、次により回答するものとする。

ア 回答期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

（※随時回答するが、最終回答期限を示すものである。）

イ 回答方法

入札参加を希望した全ての者に書面等で回答する。

7 入札の方法等

- (1) 入札書の受付期間



ア 電子入札の場合

令和8年5月29日（金）午前8時30分から同年6月3日（水）午後1時まで

イ 紙入札の場合

令和8年5月29日（金）午前8時30分から同年6月2日（火）午後5時15分まで

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月3日（水）午後1時30分

イ 場所 阿久根市財政課管財係

(3) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(5) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札決定とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 紙入札の入札参加資格確認申請書の写しの提示

(1)の受付の際に、3の(2)により交付された入札参加資格確認申請書の写しを提示すること。

8 現場説明会

実施しない。

9 入札保証金及び完成保証人

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 完成保証人

契約金額が500万円以上の場合は、当該落札者に代わって自らその業務を完成することを保証する他の業者を完成保証人として立てることとする。

10 入札の無効

(1) 入札に参加する資格がない者がした入札

(2) 入札参加資格確認申請書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札

(3) 2以上の入札書による入札

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札



- (5) 入札要件（入札金額、業務名、業務場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札（ただし、押印を省略する場合を除く。）
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると市長が認めた入札
- (8) 送付、電報又は電送（電子入札を除く。）の方法による入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内において、最低制限価格以上の価格で最低の価格を入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。

12 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内（閉庁日を除く。）に、契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その他関係書類を提出しなければならない。

13 問合せ先

阿久根市財政課管財係
鹿児島県阿久根市鶴見町200番地
郵便番号 899-1696
電話番号 0996-73-1217